

令和2年度愛媛県NPO法人育成支援事業費
(地域協働推進活動助成) 補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和2年度愛媛県NPO法人育成支援事業（地域協働推進活動助成）実施要領に基づき、中間支援組織が、地域の課題解決のために主体的に取り組むNPO法人等の地域活動団体を対象として実施する事業に対し、予算の範囲内で、愛媛県NPO法人育成支援事業費（地域協働推進活動助成）補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次表第2欄のとおりとし、補助金の額は、次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の支出額とを比較して低い額を限度として交付する（補助率10/10）。

区分	1 基準額	2 補助対象経費
地域協働推進活動助成	300,000円以内	地域協働推進活動事業に要する経費（報酬、給料等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他特に必要と認められる経費） ※備品購入費を除く。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請する団体（以下、「事業実施主体」という。）は、愛媛県NPO法人育成支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ愛媛県NPO法人育成支援事業費補助金交付変更（中止）申請書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、変更承認通知書（様式第5号）により速やかに通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに愛媛県NPO法人育成支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第3条第2項ただし書の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した場合において、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第3条第2項ただし書の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第7条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、相当と認めるときは補助金の額を確定し、愛媛県NPO法人育成支援事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、愛媛県NPO法人育成支援事業費補助金精算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、愛媛県NPO法人育成支援事業費補助金概算払請求書（様式第10号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。